

ケアカレッジ エール介護福祉士実務者研修校（通信課程） 学則

第1章 総則

（目的）

第1条

ケアカレッジ エール（以下、「本校」という。）は、社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に基づく介護福祉士試験の受験資格を得させるための研修を行い、介護福祉士として必要な知識及び技能を授け、地域社会における地域福祉の担い手として貢献し得る人材を養成することを目的とする。

（名称）

第2条

研修の名称は、ケアカレッジ エール介護福祉士実務者養成施設（通信課程）（以下、「本講座」という。）と称する。

（所在地・問い合わせ）

第3条

本校は、北海道旭川市永山北2条11丁目26番地の8に置く。

学校長 首藤 修

問い合わせは、ケアカレッジ エール介護福祉士実務者研修校事務局

担当：首藤 修 TEL0166-48-0088

第2章 研修期間、定員、対象地域及び在籍期間等

（研修期間、定員及び対象地域）

第4条

本講座の研修期間、定員及び対象地域は、次のとおりとする。

研修期間	定員	学級数	対象地域
1年6ヶ月	30名 ※受講定員が少人数の場合は開講を取り止める場合がある。	1学級	北海道

（入学及び修了の時期）

第5条

本講座の入学時期は、毎年9月とし、修了時期は、入学時期の1年6ヶ月後の末日とする。

（在籍期間）

第6条

在籍期間が1年6ヶ月を越える場合には、期間延長の手続きをとり、学校長の許可を得な

ければならない。

(休業日)

第7条

休業日は、次のとおりとする。

- 一 国民の祝日に関する法律に定める休日（面接授業日を除く。）
 - 二 年末年始（12月28日から1月4日まで）の期間
- 2、前項に定めるもののほか、学校長は臨時の休業日を定めることができる。

第3章 教育課程及び授業方法

(教育課程及び授業時間数)

第8条

本校の教育は、通信制過程を主体として行う。

- 2、本講座の教育課程及び授業時間（実時間）数は、別表のとおりとする。

(授業方法)

第9条

授業は、教材及び学習の手引きを配布し、質問応答、学習課題に対するレポートの提出またはe-ラーニング専用ページで回答及び面接授業その他適切な方法により行う。

- 2、面接授業は、旭川市永山3条23丁目1-9旭川大学短期大学部内において行う。

(印刷教材による授業)

第10条

受講生は、第8条第2項に定める授業科目ごとの時間数を自宅学習し、示された学習課題について、それぞれ定められたところによりレポートで提出またはe-ラーニング専用webページで回答し、添削指導及び評価を受けなければならない。

- 2、受講生は、教材の内容についてファックス又は電子メールにより質問することができるものとし、質問に関する郵送料、通信料は、受講生の負担とする。

(面接授業)

第11条

面接授業は、第8条第2項に定める授業科目及び時間数又は回数とする。

(面接授業の開催時期等)

第12条

面接授業の開催時期等については、別に定めるところによる。

(科目の免除)

第13条

科目の免除については、23年11月4日社援基局1104第1号厚生労働省社会・援護局福祉基盤課長通知」の別添1のとおり取扱うものとする。

第4章 教職員組織

(教職員組織)

第14条

本校に次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 学校長 1名
- 二 専任教員 1名
- 三 兼任講師 2名
- 四 事務職員 1名

(教員会議)

第15条

本校に教員会議を置き、前条に掲げる者をもって組織する。

2、教員会議は、学校長が召集し、その議長になる。

3、教員会議は、次の事項について審議する。

- 一 教育課程の編成に関する事項
- 二 受講生の募集に関する事項
- 三 受講生の修了に関する事項
- 四 研修生の除籍に関する事項
- 五 研修課程上必要な施設、設備に関する事項
- 六 教員の選考に関する事項
- 七 その他必要と認める事項

第5章 受講資格、入学手続き、受講許可 退学及び除籍

(受講資格)

第16条

受講対象は向上心をもち介護福祉の取得を目指している者で、面接授業及び医療的ケアの演習の全ての課題を終了する事が可能である者で、心身共に健全である者。

(入学手続き)

第17条

入学手続きは次のとおりとする。

- 一 本校指定の申込用紙へ必要事項を記載し、本人であることを証明できる書類（免許証等）介護に関する研修を修了している場合は、修了証明書の写しを添付して行う。
- 二 受講者は申込み順として定員に達した時点で受付終了とする。
- 三 受講決定予定者には受講料支払い手続きのための書類を送付する。
- 四 受講決定予定者は指定期日までに受講料を納入する。

(受講許可)

第18条

本講座を受講することができる者は、本講座受講申込期間の定員数内に応募し、所定期日までに受講料を納付し、入学に必要な資格証や研修修了証の写しを提出、本人確認の身分証の確認の手续完了後に、学校長は受講決定通知証を作成、発行し受講を許可する。

(自主退学及び除籍)

第19条

自己都合により、退学的意思のある者は、申し出により、教員会議の議を経て、学校長が認めた者とする。

2、次の各号に該当する者は、教員会議の議を経て、学校長が除籍する。

- 一 納付すべき受講料を所定の期日までに納付しない者
- 二 面接授業をすべて無断欠席した者
- 三 死亡の届出があった者

第6章 学習の評価及び教育課程修了の認定

(学習の評価)

第20条

学習の評価は第8条第2項の教育課程の定めるところにより修了すべき科目についてのレポート評価、面接授業の出席及びレポート及びeラーニングにより成績を判定し、その合格者に対して科目の修了を認定する。

〈通信授業〉

- ・各科目の添削問題でレポート及びeラーニングの成績評価は、各100点を満点とし、70点以上を合格、69点以下を不合格とする。
- ・合格に満たない場合は、合格に達するまで、提出・回答することができる。
- ・レポートの成績評価が不合格の場合、指定する期限、方法によりレポートを再提出とし、合格するまで再提出とする。

〈面接授業（スクーリング）〉

- ・介護課程Ⅲの終了試験（実技試験）を実施し、修得度を100点満点として70点以上を合格、69点以下を不合格とする。また、医療的ケア演習においては、規定回数以上の演習を終了しなければならない。
- ・（喀痰吸引）口腔内・鼻腔内吸引・気管カニューレ内部それぞれのシミュレーター演習を5回以上、最終3回の実施時に不成功が1回もないことで合格とする。
- ・（経管栄養）胃ろう又は腸ろう・経鼻、それぞれのシミュレーター演習を5回以上、最終3回の実施時に不成功が1回もないことで合格とする。
- ・（救急蘇生法演習）1回以上行う。
- ・面接授業を全日程に出席したもの。
- ・以上通信授業、面接授業の全ての基準を満たす者を課程修了として認定する。
- ・受講後2年目以降も引き続き、面接授業、通信授業を受ける場合は、学校長の許可を得

なければならない。

・スクーリングに指定された日程に参加できない場合については本校が認めた場合につき補講を行う事ができる。

(修了)

第21条

面接授業の場合において、授業開始から30分以上遅れた場合は欠席とする。また、やむを得ず遅刻・早退・欠席する場合は、遅刻・早退・欠席届を作成、提出するものとする。欠席した場合は、第20条に規定する補講を受講しなければならない。なお、面接授業を全日程出席しない者及び医療的ケアの演習の所定回数を満たしていない者は、履修認定しないものとする。

(補講)

第22条

面接授業を欠席した場合は、補講を受講するか、次回開講の研修で当該授業を受講することにより、出席したものとみなす。補講費用は、1時間30分で介護過程Ⅲが7000円、医療的ケアが7000円とする。

(修了の認定)

第23条

〈通信授業〉

通信授業では各100点を満点とし、70点以上の者を課程修了として認定する。

〈面接授業〉

全日程に出席し修了試験に合格した者を課程修了として認定する。

本講座に1年6ヶ月以上在籍し、上記の教育課程を修めた者に対しては、教員会議の議を経て、学校長が修了を認定する。

(修了証明書の授与)

第24条

前条の規定により修了が認定された者に対し、学校長は、修了証明書を授与する。

第7章 賞罰

(表彰)

第25条

成績、性行ともに優れ、他の模範となる者は、教員会議の議を経て、学校長が表彰することがある。

(懲戒)

第26条

本校の受講生としての本分に反する行為をした者は、教員会議の議を経て、学校長が懲戒

する。

2、前項の懲戒は、除籍及び訓告とする。

3、前項の除籍は、次の各号の一に該当する者に対して行う。

- 一 性行不良で改善の見込みがない者
- 二 正当な理由がなくて、出席が常でない者
- 三 本研修課程の秩序を乱し、その他受講生としての本分に著しく反した者
- 四 その他、本講座の受講生として不適切と本校が認めた者

第8章 受講料及び受講料の返還

(受講料)

第27条

一.受講料は以下の通りとする。

【一般】

受講者の所有資格	受講料 e ラーニング	郵送
無資格者	¥ 1 0 0 , 0 0 0	¥ 1 1 0 , 0 0 0
介護職員初任者研修	¥ 8 0 , 0 0 0	¥ 9 0 , 0 0 0
訪問介護員養成研修 1 級	¥ 6 0 , 0 0 0	¥ 7 0 , 0 0 0
訪問介護員養成研修 2 級	¥ 8 0 , 0 0 0	¥ 9 0 , 0 0 0

二.団体で受講を希望するときは、団体と本校との委託契約を結び、受付、開講する。

三.学校などと委託契約を結ぶ場合は協議の上、受講料を決定する。

※税別、テキスト代含む

2、受講料の納入方法

①指定の期日までに所定の口座に振り込むこととする。

②指定の期日までに本校事務窓口に直接納入する。

※尚、分割の要望がある場合は、それぞれ指定の金額を期日までに、所定の口座に振り込むか、本校事務窓口に直接納入することとし遅延がないようにする。

(受講料の返還)

第28条

受講前については自然災害などの不可抗力、本校の都合により中止した場合に限り受講料を返還する。研修開始後は、理由の如何を問わず、一切返還しない。

※キャンセル

・指定の期日までに受講料の納入がない場合、自動的にキャンセル扱いとする。

・受講料納入後、開校日まで1週間以上前の本校事務窓口営業時間内にキャンセルする場合受講料を返還する。

- ・受講料納入後、開校日まで1週間以内にキャンセルする場合は、テキスト代等受講生が自己負担する費用を除き、受講料を返還する。
- ・開校日当日以降のキャンセルは、いかなる理由があろうと受講料は返還しない。

第9章 補則

(学則の改廃)

第29条

この学則の改廃は教員会議の議を経て、学校長の承認を得るものとする。

第30条

この学則に定めるもののほか必要な事項は、学校長が別に定める。

(個人情報の取り扱い)

第31条

本校がお預かりした、受講生の個人情報については、厳重に管理し、使用にあたっては適切な取り扱いをする。

- ・本校などで知りえた個人情報については、守秘義務があり、他の者には一切漏らさない。

附則

この学則は、令和2年8月1日から施行する。